

10月1日から最低賃金が 890円 に上がりますので、雇入れのある事業所さんご注意ください。

またそれに伴い、パートタイムで働きに出ている奥さんたちの中で103万円の壁といわれる所得税課税のラインを超えてしまう方も出てくると思いますので、一度今年の収入の試算をして確認してみてください。住民税は給与で年間93万円以下だと非課税になりますよ！

こどもみらい住宅支援事業の案内

子育て世代の新築住宅取得に伴う負担軽減や住宅の省エネリフォームの補助を目的とした補助金事業で、リフォームに関しては世代を問わずに外壁や床、天井や開口部の断熱改修、エコ住宅設備の設置などに5万円~60万円の補助を受けること出来ます。2023年3月末の期限となっていますが、予算が上限に達すると締め切るそうなので、概要のわかるリーフレット等欲しい方は早めにご相談ください。

雇用保険料率の引き上げ

10月から労働者の負担も変わりますのでご注意ください。

- 一般の事業 労働者

3/1,000 ⇒ 5/1,000

事業主負担

(6.5/1,000 ⇒ 8.5/1,000)

- 建設の事業 労働者

4/1,000 ⇒ 6/1,000

事業主負担

(6.5/1,000 ⇒ 8.5/1,000)

※10月1日以降に締め日を迎える最初の給与計算期間から新料率の適用となります。

例) 月末締、翌15日払いの場合は11月15日払い分から適用。

国税庁・国税局を名乗った「未払い税金のお知らせ」というような題名のメールが全国的に届いている様ですが、これは迷惑メールです。間違ってもクリックして払い込み等をしないようにしてください。

周りの事業者へ民商の紹介を

資金繰りや税金相談、インボイス等の制度学習など民商は様々な相談対応をしています。コロナも少し落ち着いてきた今、身近な商売仲間を誘って商売に関する情報を取り入れよう！

津南、中里、水沢支部を回っている事務局の瀧澤君が稲刈りで大変な時期なので新聞配達、集金の一層のご協力をお願いします。